



ご報告

■ 「沖縄県不動産取引適正推進協議会」へ参加しました。

平成28年2月23日(火)に開催された「沖縄県不動産取引適正推進協議会」へ参加しました。

暴力団等の排除についての質問がなされるなど有意義な協議会となりました。



■ 行政を対象とした「不当要求防止責任者講習」を実施しました。

平成28年2月18日、19日にサザンプラザ海邦において行政職員を対象とした「不当要求防止責任者講習」を実施しました。

多数の行政職員の方々が受講しており、行政対象暴力に対する対応要領などについて熱心に耳を傾けていました。



■ あなたの事業所は「不当要求防止責任者」を選任していますか？

事業者は、暴力団からの不当要求による被害を防止するため、責任者を選任した場合、最寄りの警察署(暴力団担当課)に届出ることによって、当県民会議が実施する「不当要求防止責任者講習」を受講(無料)することができます。

受講を終了しますと「受講修了書」、「不当要求防止責任者選任済之証」を交付します。



暴力団事件

news!

◆ 恐喝未遂事件で逮捕 (八重山署)

八重山署は、平成27年10月2日、石垣市内の飲食店内において、被害者からみかじめ料名下にお金を恐喝しようとしたとして、旭琉會功揚一家三代目狩俣組組長1名を逮捕。

質問コーナー

Q. 責任者講習ってなに？

A. 平成4年に施行された「暴力団対策法」で、事業所において、**不当要求防止責任者**を選任し、公安委員会から委託を受けた暴力追放センター(暴力団追放沖縄県民会議)が暴力団からの被害を防止するため「**各種の教示、資料や情報の提供及び助言等**」の援助や暴力団排除のノウハウを備えた**プロフェッショナル**を養成するための「**責任者講習**」を行います。